

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 6 月26日
【会社名】	株式会社メディカルネット
【英訳名】	Medical Net, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長CEO 平川 大
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号
【電話番号】	(03)6435-8622
【事務連絡者氏名】	管理本部ゼネラルマネージャー 三宅 大祐
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号
【電話番号】	(03)5790-5261
【事務連絡者氏名】	管理本部ゼネラルマネージャー 三宅 大祐
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	その他の者に対する割当 155,116,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	538,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- （注）1．本有価証券届出書による当社株式に係る募集（以下、「本第三者割当」といいます。）は、2025年6月26日付当社取締役会決議によります。
- 2．本第三者割当は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法（以下、「自己株式処分」といいます。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1項に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。
- 3．振込機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
（東京都中央区日本橋兜町7番1号）

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	538,600株	155,116,800円	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	538,600株	155,116,800円	-

- （注）1．本件は、金銭出資による第三者割当の方法によります。
- 2．発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、本第三者割当は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は、資本組入れされません。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
288	-	100株	2025年7月14日	-	2025年7月18日

- （注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2．発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3．本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の「株式総引受契約を締結」しない場合は、当該株式に係る割当ては行われなないこととなります。
- 4．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

（3）【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社メディカルネット 本店	東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
三井住友銀行 笹塚支店	東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目３番９号

３【株式の引受け】

該当事項はありません。

４【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
155,116,800	1,300,000	153,816,800

- （注）１．発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用及び弁護士費用であります。
２．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（２）【手取金の使途】

当社は、「口腔まわりから全身の健康を導き、元気で笑顔が溢れる世界を創る」という理念のもと、メディア・プラットフォーム事業、医療機関経営支援事業、医療BtoB事業、クラウドインテグレーション事業、未病・予病プラットフォーム事業という５つの事業を行っております。これら事業の重要な成長戦略としてM&Aを位置づけております。

当社は、上記「口腔まわりから全身の健康を導き、元気で笑顔が溢れる世界を創る」という理念の実現のために、プラットフォーム戦略を推し進め、歯科医療バリューチェーンの構築を目指しております。そのため、これまで当社はM&Aを積極的に実施し、歯科医療プラットフォームの確立と、歯科医院の開業から経営、マーケティングの支援、歯科器材の納入から事業承継まで一気通貫に提供するメディカルネット経済圏の構築を図ってまいりました。そして、今後も、これまでに実施した14件のM&A及びそれに伴うPMIの経験を活かして、M&Aによる企業価値最大化を推進してまいります。

歯科医療業界におけるメディカルネット経済圏の構築の中でも特に、歯科医療バリューチェーンの構築を最優先事項として捉えております。そこで、買収価格が１億円から５億円規模の歯科ディーラー及び歯科技工所を対象としたM&Aを実施し、医療機関経営支援事業で行っている歯科商社事業の拡大を図ることが歯科医療バリューチェーン構築への近道であると考えております。

以上により、本第三者割当による手取金については、全額を歯科医療領域で事業を行っている企業のM&A待機資金とし、2024年８月30日に公表しております当社の中期事業計画で、「採用・仲間創り」の一環として、M&Aを積極的に推進していく方針と定めております中で、「口腔まわりから全身の健康を導き、元気で笑顔が溢れる世界を創る」ためのM&Aを重要な成長戦略と位置づけており、計画最終年度である2028年５月末日までに当社グループの事業拡大のためのM&A資金に充当する予定であります。なお、現時点において、譲受の具体的な内容及び金額について決定しているものはありません。なお、実際の支出までは、当社預金口座にて適切に管理を行う予定であります。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

１【割当予定先の状況】

ａ．割当予定先の概要

名称	株式会社ヨシダ
本店所在地	東京都台東区上野七丁目６番９号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山中 一剛
資本金	3.2億円
事業の内容	歯科医療機器・材料・コンピュータなどの開発、販売及び輸入、 歯科診療所の開業・経営に関する企画・調査などの総合コンサルティング

主たる出資者及び その出資比率	株式会社吉田製作所 15.47% (株) ヨシダ従業員持株会 理事長 駒井 孝之 10.99% (株) ヨシダ役員及有志持株会理事長 植木 秀雄 6.58% 山中 一剛 4.14% 山中 良晃 3.88%
--------------------	--

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日(2025年6月25日)現在のものです。なお、主たる出資者及びその出資比率については、2025年5月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

c. 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	2022年7月期	2023年7月期	2024年7月期
純資産	16,318百万円	16,690百万円	17,163百万円
総資産	24,732百万円	24,863百万円	25,948百万円
売上高	33,655百万円	35,329百万円	34,905百万円
当期純利益	651百万円	403百万円	505百万円

(注) 経営成績及び財政状態については、相手先の要望により決算公告において公表されている事項及び売上高、当期純利益を除いて開示の同意が得られていないため記載しておりません。

d. 割当予定先の選定理由

割当予定先の選定の経緯等

当社は、「口腔まわりから全身の健康を導き、元気で笑顔が溢れる世界を創る」という理念のもと、メディア・プラットフォーム事業、医療機関経営支援事業、医療BtoB事業、クラウドインテグレーション事業、未病・予病プラットフォーム事業という5つの事業を行っております。また、近年では国内で得た知見をもとにタイにおいて海外でも事業を拡大しております。主な事業内容は以下のとおりです。

(メディア・プラットフォーム事業)

「口腔まわりから健康な社会の実現」のため、価値ある情報の提供を目的に、当社グループが運営するポータルサイトを通して生活者に有益な歯科医療情報やヘルスケア情報をお届けしております。

(医療機関経営支援事業)

Webマーケティング及びHP制作・メンテナンスサービス、歯科医院運営、歯科商社、大衆医薬品・医薬部外品の企画・卸販売、歯科医院総合支援を行っております。

1. Webマーケティング

クライアントのHPへの訪問数を増やすために、SEOサービス及びリスティング広告の運用代行サービスを行っております。

2. HP制作・メンテナンス

主に「からだ」「健康」「美」に関連する事業者(歯科医院、エステサロン等)をクライアントとしてHP制作・メンテナンスサービス等を提供しております。

3. 歯科医院運営

タイ・バンコクの連結子会社及び連結子会社(孫会社)において歯科医院を3院運営しており、患者様ファーストをモットーに人材育成、組織開発を行い、日本の医療を現地タイで展開しています。

4. 歯科商社事業

国内の連結子会社及びタイ・バンコクの連結子会社(孫会社)2社において、歯科商社事業を行っております。

5. 歯科医院総合支援

歯科医院の開業から経営支援までのワンストップサービスを提供しております。

このような状況の下、当社グループが推進する上記事業と親和性が高い事業を手掛け、また、将来的に事業上の取り組みにおいて相互に補完し合える可能性を持つ企業を対象に、関係強化を図り、双方の企業価値を高めることを目的として割当予定先を模索してまいりました。

株式会社ヨシダ（以下、「ヨシダ」という。）は、国内外において歯科医療機器・材料・コンピュータなどの開発、販売及び輸入、歯科診療所の開業・経営に関する企画・調査などの総合コンサルティング等を行っており、歯科医療業界において当社グループが推進する事業と親和性が高い事業を手掛けております。将来的に歯科医療業界で展開する事業上の取り組みにおいて、既存顧客の基盤の活用や、新規顧客獲得、海外進出などにおいて相互に補完し合える可能性を持つ同社とさらなる関係強化を図ることにより、双方の企業価値を高めることを目的として割当予定先を選定いたしました。

2025年6月26日付で締結した資本業務提携により、当社はヨシダと協同して、同社の商品を販売、サービスを提供している顧客である歯科医院に当社の歯科医療業界において歯科医院の開業から、経営、マーケティングやDX化、事業承継までを一気通貫で提供している歯科医療プラットフォームを活用したWebマーケティング支援、開業・経営支援サービスを提供してまいります。また、当社の顧客基盤を活用しヨシダの提供する商品、サービスの販路拡大に寄与してまいります。これにより、今後両社は歯科医療領域を包括的にカバーし、歯科医院の持続的な発展、歯科医師のウェルビーイングの向上を目指したサービスの提供・開発に取り組んでまいります。また、日本国内、日本国外において歯科事業並びに予防を含むヘルスケア事業を推進してまいります。

本第三者割当は、本資本業務提携の一環として、ヨシダを割当先として行うものであり、当社とヨシダの協力体制を強固なものとし、事業の推進をより確実なものにするためであります。

本資本業務提携の内容

(1)資本提携の内容

当社（以下、「対象会社」という。）は、ヨシダ（以下、「引受人」という。）に対して第三者割当による自己株式の処分を行い、引受人は、以下のとおり引き受けます。

（ヨシダによる引き受けの内容）

引き受ける株式の種類及び数：普通株式 538,600株（当社の発行済株式総数の5.00%）
引受金額：総額155百万円（1株当たり288円）
払込予定日：2025年7月18日
割当方法：第三者割当の方法による。

(2)業務提携の内容

業務提携は、以下の項目を対象とし、具体的な業務提携の範囲、条件等については、今後両社で協議してまいります。

日本国外における歯科事業並びに臨床教育システム導入推進、また予防を含むヘルスケア事業
日本人歯科医師による開業支援、ヨシダ取扱製品の輸出、等
日本国内における歯科事業並びに臨床教育システム導入推進、また予防を含むヘルスケア事業
開業・承継支援、歯科医療従事者メディア関連事業、等
その他両社協議により合意した事業領域

e. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 538,600株

f．株式等の保有方針

当社は、割当予定先が、本資本業務提携の趣旨に鑑み、本第三者割当により取得する当社株式を長期的に保有する方針を口頭で確認しております。なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

g．払込みに要する資金等の状況

当社は、ヨシダから、本第三者割当に要する資金を保有している旨の表明を口頭で受けております。また、当社は、ヨシダが2024年10月11日付で公表している「第64期決算公告（2024年7月20日現在）」に記載の貸借対照表及び2024年7月期の計算書類により、同社が本振込に要する十分な流動資産を保有していることを確認し、当社としても、同社における本第三者割当の払込みのために必要な資金等の状況に問題はないものと判断しております。処分予定先の払込資金の原資は、自己資金であり、当社は処分予定先から2025年3月から5月の主要な預金口座の入出金履歴及び2025年5月31日時点の残高データの提供を受け確認し、払込みに必要な財産の存在を確認しております。

h．割当予定先の実態

1906年創業のヨシダは、現存する日本最古の歯科機械メーカーであり、本全国各地に支店、営業所、SC（サービスセンター）を配置し、歯科医療機器・材料・情報機器（コンピュータなど）や歯科医院内の環境全般にわたるハードやソフトの開発・販売・修理・保守メンテナンスを実施しております。また、世界各国のブランドメーカーと連携して自社ブランドの製品開発、サービス開発にも注力しています。そして、歯科医療情報の提供のために、歯科機械・材料・医院経営に関わる出版物を刊行し、歯科医院の開業・経営に関する企画・調査などの総合コンサルティングを行っています。

反社確認につきましては、当社の反社会的勢力排除規程に基づき、日経テレコン、登記情報提供サービス及びインターネットを用いて、反社会的勢力等との係わり等を連想させる情報及びキーワードを検索するなどの調査を行いました。日経テレコンは新聞、雑誌、業界、企業、人物などの情報を1つのツールで提供するワンストップ情報収集サービスであり、日経独自の取材・調査情報を含む750以上の媒体・データベースを、ワンストップで提供しております。日経テレコンが提供する情報は、主に報道機関が発行する新聞・雑誌やプレスリリース、その他の信頼性の高い情報源に基づいており、反社調査においても、調査対象となる企業や関係者に関する情報の信頼性が高く、また、過去の記事や情報も含めて検索・閲覧することができ、過去の情報を参照することで、企業や関係者の背景や経緯を把握し、より正確な反社調査が行えることから、当社では必要十分な調査が行えると判断しております。割当先、割当先の役員及び主要な株主（以下、「調査対象」という。）について、当社の反社会的勢力排除規程に基づき、日経テレコン、登記情報提供サービス及びインターネットを用いて、反社会的勢力等との係わり等を連想させる情報及びキーワードを検索するなどの調査を行いました。調査対象と反社会的勢力等との係わりを疑わせるものは検出されませんでした。以上より、当社は、調査対象について、反社会的勢力等とは一切関係がないと判断しております。

当社は、割当先の役員からは「反社会的勢力との関係がないことについての誓約書」を取得、確認し、東京証券取引所に「割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書」を提出しており、当社の知る限りにおいて、調査対象と暴力団等とは一切関係がないことを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a. 発行価格の算定根拠と合理性に関する考え方

本第三者割当の払込金額につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」という。）の直前営業日である2025年6月25日における東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の終値である300円を基準価格とし、基準価格から3.9%のディスカウントを行った価格288円といたしました。

当該払込金額の算定方法として、本取締役会決議日の直前営業日である2025年6月25日における東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の終値を参考といたしましたのは、公開された市場で形成された株式価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためであります。

当該払込金額は、本取締役会決議日の直営業日までの1ヶ月間（2025年5月26日から2025年6月25日）の終値平均値309円（小数点以下を四捨五入。株価の計算についても以下同様）に対して6.80%のディスカウント（小数点以下第3位を四捨五入。株価に対するディスカウント率についても以下同様）、同3ヶ月間（2025年3月26日から2025年6月25日）の終値平均値311円に対し7.40%のディスカウント、同6ヶ月間（2024年12月26日から2025年6月25日）の終値平均値314円に対し8.28%のディスカウントとなります。

ディスカウント率につきましては、直近の株価動向を踏まえ、割当予定先と協議し、決定いたしました。割当予定先とは本件資本業務提携契約を締結し、当社の中長期的な成長による企業価値の向上を図ることができるものと考えており、上記処分価額が合理的であると判断したものです。

上記の通り、本第三者割当の払込金額の決定にあたっては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場株価を基準としています。また、当該払込金額は、日本証券業協会「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」（平成22年4月1日制定）に準拠したものであるため、当社は、本第三者割当の払込金額の決定方法は合理的であると判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本第三者割当の条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本第三者割当につき決議いたしました。

なお、上記払込金額につきましては、当社監査役4名全員（うち全員が社外監査役）から本第三者割当の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場株価を基準に、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」に準拠し、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案して決定されたもので、適正かつ妥当であり、割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

b. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による自己株式の処分により、ヨシダに対して割り当てられる株式数は538,600株であり、当社普通株式の発行済株式総数（自己株式を含む）10,773,000株（2025年5月31日現在）の5.00%、当社普通株式の発行済み株式総数（自己株式を除く）8,731,870株（2025年5月31日現在）の6.17%に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当は、当社と割当予定先との間の本資本業務提携に基づき実施されるものであり、本資本業務提携は、さらなる営業強化・連携、また新サービスの開発や提供を実施することなどにより、新規および既存顧客に対してのサービス強化を図るものです。したがって、本第三者割当は、将来的な当社の売上・収益の拡大に結び付き得るものであり、当社の中長期的な企業価値の向上に寄与し、既存株主の利益にも資すると見込まれるものであり、これらを踏まえると、当社は、上記一定の希薄化の規模も考慮しつつ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
平川 大	宮城県仙台市青葉区	886,460	10.16	886,460	9.57
平川 裕司	東京都杉並区	783,460	8.98	783,460	8.46
早川 竜介	東京都渋谷区	594,760	6.82	594,760	6.42
株式会社ヨシダ	東京都台東区上野7丁目6番9号	-	-	538,600	5.81
内藤 征吾	東京都中央区	322,500	3.70	322,500	3.48
水元 公仁	東京都新宿区	276,400	3.17	276,400	2.98
株式会社ライトアップ	東京都渋谷区渋谷2丁目15番1号 渋谷クロスタワー32F	107,800	1.24	107,800	1.16
穂谷野 智	神奈川県川崎市麻生区	100,000	1.15	100,000	1.08
平川 佳子	東京都杉並区	93,720	1.07	93,720	1.01
平川 優佳	東京都杉並区	91,020	1.04	91,020	0.98
平川 裕貴	東京都杉並区	83,920	0.96	83,920	0.91
計	-	3,340,040	38.28	3,878,640	41.87

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年5月31日現在の株主名簿に基づき作成しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年5月31日時点の総議決権数(87,247個)に、自己株式処分により処分する株式に係る議決権数(5,386個)を加えた数(92,633個)に対する割合であります。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第23期、提出日2024年8月30日）、訂正有価証券報告書（第23期、提出日2024年9月4日）及び半期報告書（第24期中、提出日2025年1月14日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2025年6月26日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しており、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第23期有価証券報告書の提出日（2024年8月30日）以降、本有価証券届出書提出日（2025年6月26日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局に提出しております。
（2024年9月3日提出臨時報告書）

1 [提出理由]

2024年8月30日開催の当社第23回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年8月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額27,135,810円

剰余金の配当が効力を生じる日

2024年8月31日

配当金支払開始日

2024年9月2日

第2号議案 取締役6名選任の件

平川大、平川裕司、早川竜介、石井貴久、加藤浩晃、菅原草子を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 剰余金処分の件	50,236	604	-	（注）1	可決 93.58
第2号議案 取締役6名選任の件					
平川 大	50,075	838	-	（注）2	可決 93.16
平川 裕司	50,090	823	-		可決 93.18
早川 竜介	50,125	788	-		可決 93.25
石井 貴久	50,071	842	-		可決 93.15
加藤 浩晃	49,842	1,071	-		可決 92.72
菅原 草子	49,683	1,230	-		可決 92.43

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(2025年3月28日提出臨時報告書)

1 [提出理由]

2025年3月27日開催の当社取締役会において、当社の特定子会社の異動を伴う子会社株式の譲渡を決議いたしました。

これに伴い、特定子会社の異動並びに当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生する見込みとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

1．特定子会社の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称：株式会社ミルテル
住所：広島県広島市南区出汐一丁目2番10号
代表者の氏名：代表取締役 加藤 俊也
資本金：125百万円（2025年3月28日現在）
事業の内容：受託臨床検査事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

議決権の数
異動前：738,133個
異動後： - 個
総株主等の議決権に対する割合
異動前：82.5%
異動後： - %

(3) 当該異動の理由及び年月日

異動の理由：本取引により、株式会社ミルテルが当社の特定子会社でなくなります。
異動の年月日：2025年3月28日

2. 当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく報告内容）

(1) 当該事象の発生年月日：2025年3月28日

(2) 当該事象の内容及び損益に与える影響額

当社は、2025年3月27日開催の取締役会において、本株式譲渡を決議いたしました。本株式譲渡に伴う当該特定子会社異動による、2025年5月期個別及び連結業績に与える影響は現在精査中であります。

（2025年4月22日提出臨時報告書）

1 [提出理由]

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該事象の発生年月日

2025年4月18日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

受託臨床検査事業を行っている当社の連結子会社である株式会社ミルテル（以下、「ミルテル」）の固定資産の評価について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、今後の事業計画を見直した結果、当初想定されていた収益を下回ることとなったため、固定資産の減損損失133百万円を特別損失として計上いたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事業の発生により、2025年5月期第3四半期において、減損損失133百万円を特別損失として計上いたしました。

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 286,034,500円
発行済株式総数 普通株式 10,773,000株

3 自己株式の取得状況

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までの自己株式の取得などの状況は以下の通りであります。

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) 株主総会決議による取得の状況
該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

2025年6月26日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2024年10月28日）での決議状況 （取得期間 2024年10月29日～2025年5月30日）	400,000		100,000,000
報告月における取得自己株式（取得日）	10月29日	9,800	3,283,200
	10月30日	4,300	1,442,100
	10月31日	1,300	436,100
	11月1日	2,200	730,500
	11月5日	2,200	731,700
	11月6日	2,200	722,400
	11月7日	1,900	621,400
	11月8日	4,000	1,305,100
	11月11日	2,300	747,400
	11月12日	3,600	1,162,900
	11月13日	1,500	488,900
	11月14日	1,400	456,000
	11月15日	2,700	890,400
	11月18日	2,000	664,900
	11月19日	1,000	331,900
	11月20日	1,300	428,100
	11月21日	2,600	845,600
	11月22日	1,100	357,900
	12月2日	3,300	1,061,400
	12月3日	5,300	1,703,200
	12月4日	700	225,200
	12月5日	3,000	963,300
	12月6日	6,700	2,121,300
	12月9日	3,000	944,000
	12月10日	1,800	569,300
	12月11日	1,800	569,600
	12月12日	11,000	3,465,000
	12月13日	4,300	1,358,500
	12月16日	3,200	1,013,500
	12月17日	5,300	1,672,700
	12月18日	2,700	848,300
	12月19日	4,100	1,279,300
	12月20日	10,600	3,278,800
	12月23日	4,500	1,396,400
	12月24日	3,200	993,800
	12月25日	7,900	2,448,500
	12月26日	5,900	1,830,500
	12月27日	3,100	973,000
	12月30日	11,200	3,575,500
	1月6日	3,800	1,208,600

	1月7日	2,000	631,900
	1月8日	4,000	1,254,700
	1月9日	5,900	1,877,300
	1月10日	1,900	609,000
	1月14日	2,900	937,300
	1月15日	6,800	2,155,500
	1月16日	2,700	848,400
	1月17日	900	281,800
	1月20日	2,800	877,000
	1月21日	700	219,100
	1月22日	4,700	1,465,800
	1月23日	2,300	715,900
	1月24日	3,100	976,800
	1月27日	2,200	704,200
	1月28日	3,600	1,159,000
	1月29日	2,300	744,400
	1月30日	5,200	1,736,600
	1月31日	1,700	566,300
	2月3日	1,300	431,800
	2月4日	4,000	1,312,700
	2月5日	1,200	389,500
	2月6日	1,300	423,900
	2月7日	800	260,600
	2月10日	1,000	328,500
	2月12日	1,800	590,500
	2月13日	1,700	559,100
	2月14日	2,200	718,900
	2月17日	1,900	618,000
	2月18日	11,000	3,494,800
	2月19日	4,500	1,423,800
	2月20日	8,900	2,787,500
	3月3日	4,700	1,472,100
	3月4日	3,200	995,400
	3月5日	2,800	872,800
	3月6日	1,700	530,400
	3月7日	1,000	311,100
	3月10日	3,100	970,000
	3月11日	600	188,100
	3月12日	1,300	408,300
	3月13日	15,000	4,735,400
	3月14日	15,800	5,003,700
	3月17日	1,600	503,500
	3月18日	1,400	443,100
	3月19日	2,900	932,000
	3月21日	3,200	1,053,500
	3月24日	2,800	920,900
	3月26日	1,200	390,000
報告月末現在の累計取得自己株式		313,400	99,977,100
自己株式取得の進捗状況（％）		78.35	99.98

（注）１．取得期間及び取得日は約定日ベースで記載しております。

2．上記取締役会にて、自己株式の取得方法は東京証券取引所における市場買付けとすることを決議しております。

2 [処理状況]
該当事項はありません。

3 [保有状況]

2025年6月26日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	10,773,000
保有自己株式数	2,041,130

（注）保有自己株式数には、単元未満株の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第23期）	自 2023年6月1日 至 2024年5月31日	2024年8月30日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 （第23期）	自 2023年6月1日 至 2024年5月31日	2024年9月4日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 （第24期中）	自 2024年6月1日 至 2024年11月30日	2025年1月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年 8 月30日

株式会社メディカルネット

取締役会 御中

Mooreみらい監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高砂 晋平

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉原 浩

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディカルネットの2023年6月1日から2024年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディカルネット及び連結子会社の2024年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

AVison Co., Ltd.の株式取得における企業結合に係る会計処理及びのれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（企業結合等関係）に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度にAVison Co., Ltd.（以下「AVison」という。）の株式を取得し、同社を連結子会社としており、発生したのれんの金額は258,566千円である。 会社は、AVisonの株式の取得価額について、同社の将来事業計画を基礎として、超過収益力を前提とした株式価値に基づき、交渉の上決定している。また、会社は、企業結合日において、受け入れた資産及び引き受けた負債を識別し、その時点の時価を基礎として配分した資産及び負債の純額とAVisonの株式の取得原価との差額をのれんとして識別している。さらに、のれんの償却期間は、のれんの効果が発現する期間として、将来事業計画に基づく投資の回収期間を考慮し、10年と決定している。 当該のれんについては、当連結会計年度末現在、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っている。 企業結合は経常的に生じる事象ではなく、取得価額の妥当性の検討には、複雑な検討や専門的な知識が必要となる。 株式価値の算定の基礎となる将来事業計画には、売上高の予測が含まれており、当該予測は、外部環境の変化等による不確実性を伴うもので、経営者の主観的な判断が含まれる。 以上から、当監査法人は、AVisonの株式取得時における取得価額及びのれんの金額の合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であることから、監査上の主要な検討事項であると判断した。	当監査法人は、AVisonの株式取得における企業結合に係る会計処理及び当該株式取得により生じたのれんの評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 （１）企業結合に係る会計処理の検討 ・経営者等への質問や取締役会議事録等の閲覧により、株式取得の背景と目的、事業環境及びAVisonの事業内容の理解を行った。 ・株式譲渡契約書の閲覧及び出金証憑との突合により、取得価額の正確性を検討した。 ・財務調査報告書等の閲覧や経営者等への質問により、企業結合に係る会計処理に影響する情報の網羅的な把握を行った。 ・株式価値の算定に当たり採用された方法、基礎データ及びその前提条件等を確認、取得価額の合理性を検討した。 （２）のれんの評価の検討 ・将来事業計画の重要な仮定である、売上高の将来予測について、経営者等への質問や取締役会での検討資料等の閲覧、過去の売上実績との趨勢分析、市場環境の評価などにより、その合理性を検討した。 ・暫定的な会計処理によるのれんが適切に算定されていることを確かめるため、取得価額と企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債との差額がのれんの計上額になっているか否か検討した。 ・のれんの償却期間についてその妥当性を確かめるために、経営者にのれんの発生源泉に係る質問をするとともに、将来事業計画を基礎とした投資の回収期間との整合性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メディカルネットの2024年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社メディカルネットが2024年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書に記載されているとおり、会社の決算・財務報告プロセスには開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は全て財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年 8 月30日

株式会社メディカルネット

取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高砂 晋平

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉原 浩

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディカルネットの2023年6月1日から2024年5月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディカルネットの2024年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

AVision Co., Ltd.に係る関係会社株式の取得価額の妥当性

財務諸表の【注記事項】（重要な会計上の見積り）市場価格のない関係会社株式の評価に記載のとおり、AVision Co., Ltd.の関係会社株式189,234千円が、貸借対照表に計上されている。

なお、財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（AVision Co., Ltd.の株式取得における企業結合に係る会計処理及びのれんの評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年1月14日

株式会社メディカルネット
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高砂 晋平

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 豊毅

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディカルネットの2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年6月1日から2024年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メディカルネット及び連結子会社の2024年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと

信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。